

申請概要

1 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という。)

代表取締役社長 山村 雅之

西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」という。)

代表取締役社長 村尾 和俊

(以下「NTT 東日本」及び「NTT 西日本」を「NTT 東西」という。)

2 申請年月日

平成 24 年 10 月 26 日

3 実施時期

平成 24 年 10 月 31 日

4 変更内容

PHS 事業者は、PHS 基地局回線として NTT 東西のメタル回線を利用している。現在、PHS 事業者の緊急通報のような NTT 網内機能に依存する呼種については NTT 東西の交換機を経由しているところ、今般、PHS 事業者がネットワーク変更を行うことにより、平成 24 年 11 月より、全ての呼種について NTT 東西の交換機を経由せず PHS 事業者の独自網を経由することとなる。

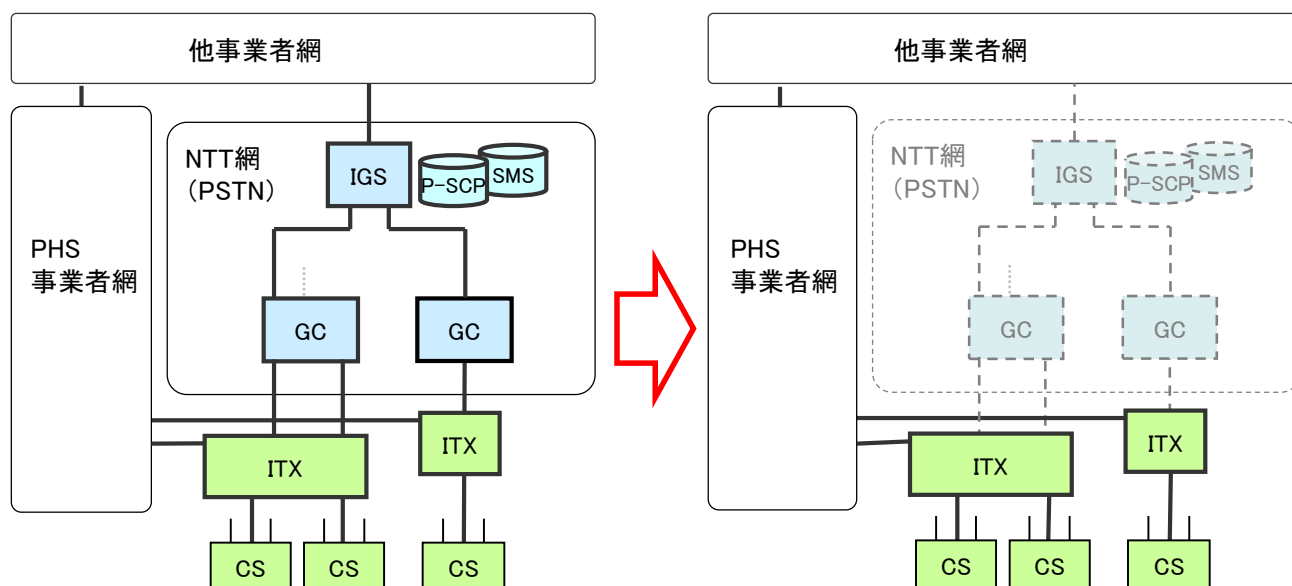
これにより、当該 PHS 事業者は、NTT 東西の PHS 接続装置及び PHS 網制御局等の機能を活用しないこととなるため、接続約款に規定する「活用品 PHS 事業者」に該当しないこととなる。

他方、当該 PHS 事業者は、ネットワーク変更後も、当分の間、PHS 基地局回線を用いて NTT 東西の網同期クロック供給機能の提供を受ける等の理由から、接続約款において「活用品 PHS 事業者」向けに規定されている PHS 基地局回線機能等について「PHS 事業者」に適用できるよう、「活用品 PHS 事業者」を「PHS 事業者」とする等の規定整備を行うものである。

(参考) PHS 事業者のネットワーク構成について

【ネットワーク変更前】

【ネットワーク変更後（平成 24 年 11 月～）】



5 諮問を要しない理由

本件は、PHS 事業者が、ネットワーク変更により「活用型 PHS 事業者」に該当しないこととなるところ、当該 PHS 事業者は、ネットワーク変更後も、当分の間、NTT 東西の PHS 基地局回線を用いて提供を受ける機能があることから、接続約款において「活用型 PHS 事業者」向けに規定されている PHS 基地局回線機能等について「PHS 事業者」に適用できるよう、「活用型 PHS 事業者」を「PHS 事業者」とする等の規定整備を行うものである。

このため、接続料の算定等に影響を及ぼすものではないことから、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 169 条ただし書及び情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第 5 号（平成 20 年 9 月 30 日）に基づき、情報通信行政・郵政行政審議会において諮問を要しない軽微な事項として認められたものである。